

医学部臨時定員について

奈良県の医学部臨時定員（地域枠）の経緯

- 本県では平成20年度から国の医学部臨時定員枠の増員の方針を活用し、医学部の定員を増員してきた。（H20年度、H21年度5名 H22年度から15名）
- 当該増員分については、医科大学では卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設置。県では当該枠での入学者に対し、卒業後貸与期間の1.5倍の期間（臨床研修期間を含む）、知事が指定する医師が不足する医療機関等で医師業務に従事することにより債務を免除する「緊急医師確保修学資金制度」を設置
- また、奈良医大と共同で、卒業後の医師がキャリア形成をしつつ地域医療に従事する仕組みを構築し、運用を行ってきた。

本県の医学部臨時定員枠の増員

入学年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
医大	5	5	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
近大			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合計	5	5	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15

都道府県ごとに5名までの暫定的な増員

根拠：緊急医師確保対策
対象年度：H20年度～29年度
規模：全国189人増員
県の対応：緊急医師確保修学資金制度創設（H20年度から貸与開始）
貸与枠5名設置

都道府県ごとに15名（プラス10名）までの暫定的な増員

根拠：・経済財政改革の基本方針2009
・新成長戦略
・医療従事者の需給に関する検討会（第1次中間取りまとめ）
対象年度：H22年度～H31年度 規模：全国360人増員
県の対応：緊急医師確保修学資金制度改正（近大医学部追加）
貸与枠増 5名→15名

15名の暫定的な増員を維持

根拠：医療従事者の需給に関する検討会（第1次～第3次中間取りまとめ）等
対象年度：令和2年～5年度

R6年度の15名の暫定的な増員を維持
根拠：令和6年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）
「R元年度の医学部総定員数を上限とする。」

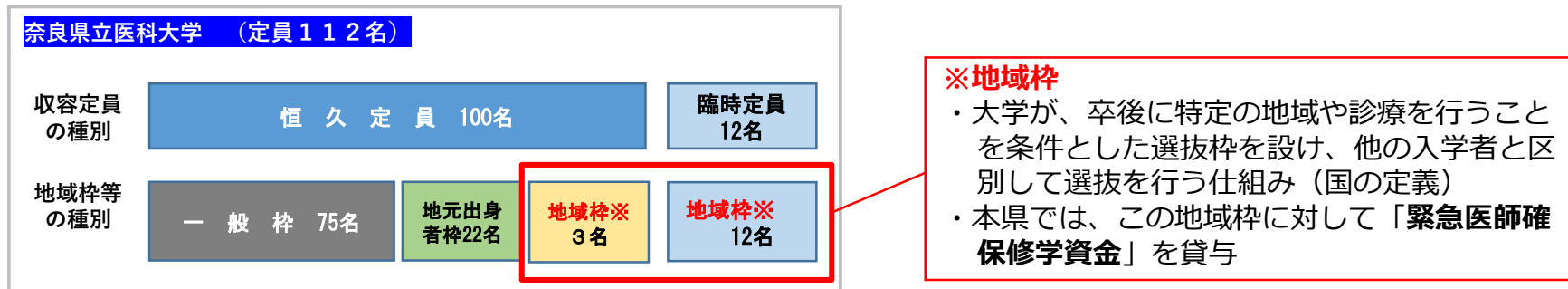
※**地域枠**：大学が、卒後に特定の地域や診療を行うことを条件とした選抜枠を設け、他の入学者と区別して選抜を行う仕組み（国の定義）
本県では、この地域枠に対して「緊急医師確保修学資金」を貸与

令和7年度医学部臨時定員（地域枠）について

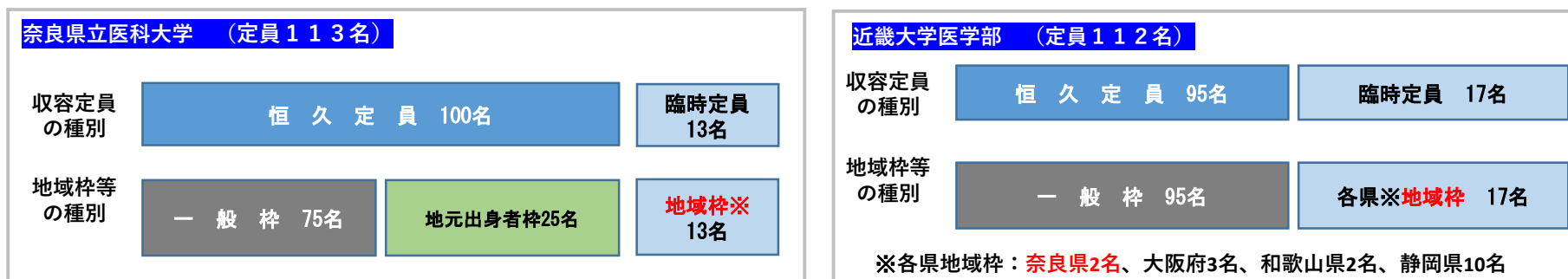
- 令和6年7月30日、厚生労働省から令和7年度の本県の臨時定員数が12名（15名から3名減）と内示があった。
- 令和6年度第1回地域医療対策協議会においては、緊急医師確保枠を設置している奈良県立医科大学及び近畿大学と協議し、経過を改めて報告させていただくとしていたところ。
- 医師少数県のみが他県の大学で地域枠を可能とする国の方針を踏まえ、**県外の近畿大学は臨時定員2名減とし、県内唯一の医育機関の奈良県立医科大学は1名減の計3名減**とする。
- 削減される3名については、国検討会で推奨されている奈良医大の恒久定員内へ振替を行うこととなった。

本県の地域枠（緊急医師確保枠）

令和7年度 地域枠15名（奈良医大 臨時定員12名、恒久定員3名）



令和6年度 地域枠15名（臨時定員15名〔奈良医大12名、近大2名〕）



令和8年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（参考資料7）

（令和6年11月20日付文科省・厚労省通知より抜粋）

1 令和8年度の医学部総定員の考え方について

令和8年度の医学部総定員は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、**令和6年度の医学部総定員数（9,403人）を上限**

2 令和8年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて

令和7年度末を期限とする**医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、令和8年度末まで1年間延長**

3 令和8年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について

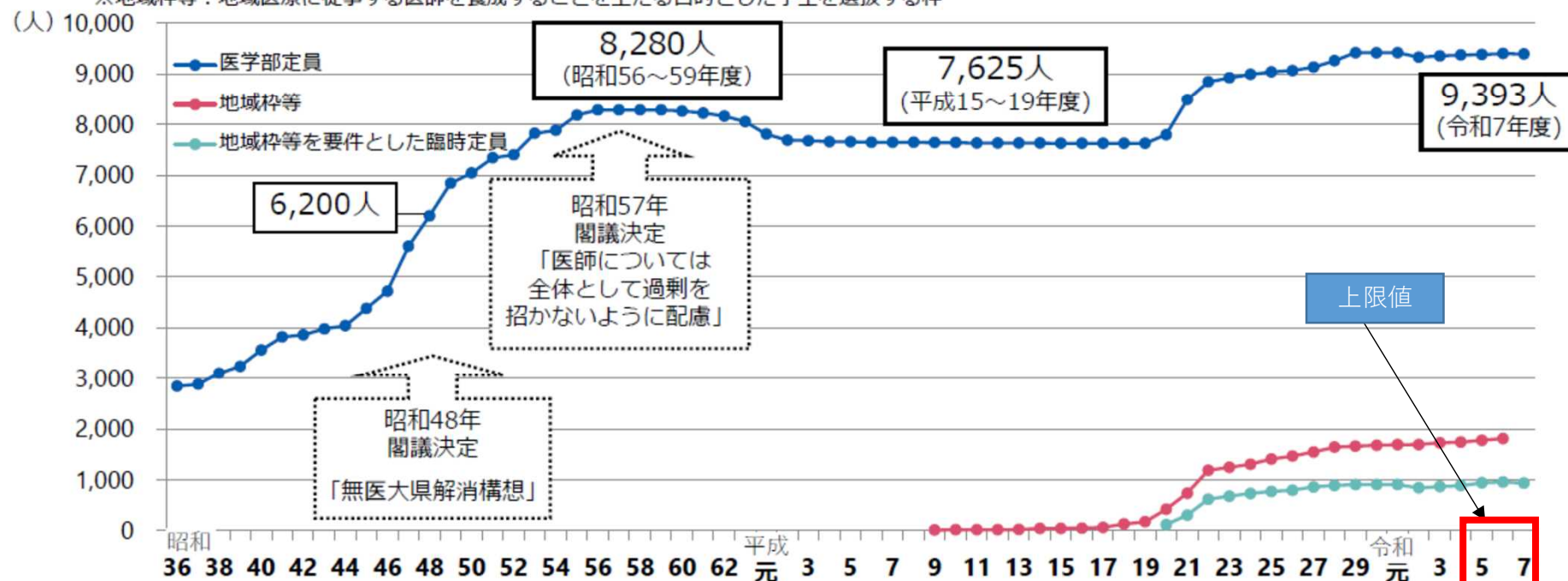
令和8年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっては、各都道府県は、**積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置について大学との調整を行った上で、臨時定員の必要性を慎重に検討すること**。なお、地域枠については、恒久定員又は臨時定員のいずれに設置することも考えられるが、各都道府県は、確保すべき医師数（例えば、臨床研修や臨床研修修了後の時点で確保すべき人数等）を検討した上で、当該都道府県に所在する大学の地域枠入学でない医師が臨床研修や臨床研修修了後において当該都道府県に勤務する割合等も踏まえ、真に必要な地域枠数を検討すること。

文部科学省及び厚生労働省は、臨時定員全体の必要性に加えて、当該都道府県の医師確保計画の進捗状況や地域枠医師の配置・運用状況、医師養成過程における教育・研修環境の体制、医学部定員の欠員状況等を慎重かつ丁寧に精査し、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、真に必要な範囲に限り臨時定員の設置を認めることとする。

医学部入学定員と地域枠の年次推移

- 平成20年度以降、医学部の入学定員が過去最大規模となっている。
- 医学部定員に占める地域枠等*の数・割合も、増加してきている。(平成19年度173人(2.3%)→令和6年1,808人(19.5%))

※地域枠等：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
医学部定員	7,625	7,793	8,486	8,846	8,923	8,991	9,041	9,069	9,134	9,262	9,420	9,419	9,420	9,330	9,357	9,374	9,384	9,403	9,393
医学部定員(自治医科大学を除く)	7,525	7,683	8,373	8,733	8,810	8,868	8,918	8,946	9,011	9,139	9,297	9,296	9,297	9,207	9,234	9,251	9,261	9,280	9,270
地域枠等以外の医学部定員	7,452	7,375	7,750	7,660	7,681	7,687	7,635	7,607	7,591	7,623	7,763	7,743	7,731	7,640	7,632	7,636	7,611	7,595	-
地域枠等	173	418	736	1,186	1,242	1,304	1,406	1,462	1,543	1,639	1,657	1,676	1,689	1,690	1,725	1,738	1,773	1,808	-
地域枠等の割合	2.3%	5.4%	8.8%	13.6%	14.1%	14.7%	15.8%	16.3%	17.1%	17.9%	17.8%	18.0%	18.2%	18.4%	18.7%	18.8%	19.1%	19.5%	-
地域枠等を要件とした臨時定員	0	118	304	617	676	731	770	794	858	886	904	903	904	840	865	885	938	955	937
地域枠等を要件とした臨時定員の割合	0%	1.5%	3.6%	7.1%	7.7%	8.2%	8.6%	8.9%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.1%	9.4%	9.6%	10.1%	10.3%	-

※自治医科大学は、設立の趣旨に鑑み地域枠等からは除く。

(地域枠等及び地域枠等を要件とした臨時定員の人数について、令和6年文部科学省医学教育課調べ)

令和8年度の医学部入学定員等の臨時的な増加の取扱いについて（参考資料8）

医師多数県の臨時定員の調整

令和7年2月14日付文科省・厚労省通知、
第9回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料より抜粋

医師多数県については、医師少数県・中程度県と比較して、臨時定員を確保する必要性が低い一方で、地域の実情や医師確保に係る取組状況等を踏まえた適切な配分を実施する観点から、医師多数県の臨時定員については**令和7年度臨時定員から令和6年度臨時定員に0.2を乗じた数を減算**した上で、以下の調整を行う。

奈良県の場合

R6定員15名×0.2=3名減算

R7定員12名－3名減 → R8臨時定員内地域枠：9名

－恒久定員100名あたり、令和8年度までに恒久定員内地域枠を4名以上（※現在、奈良県立医科大学は3名）設置する等、更なる県内の偏在是正が必要な医師多数県については、令和6年度臨時定員に0.1を乗じた数を還元

端数処理方法未定（厚労省から別途通知予定）

奈良県の場合

※奈良医大に恒久定員地域枠を4名以上設置した場合

R6定員15名×0.1=1.5名 → 1名の場合、臨時定員内地域枠12名→10名

2名の場合、臨時定員内地域枠12名→11名

【参考】令和7年度 地域枠15名

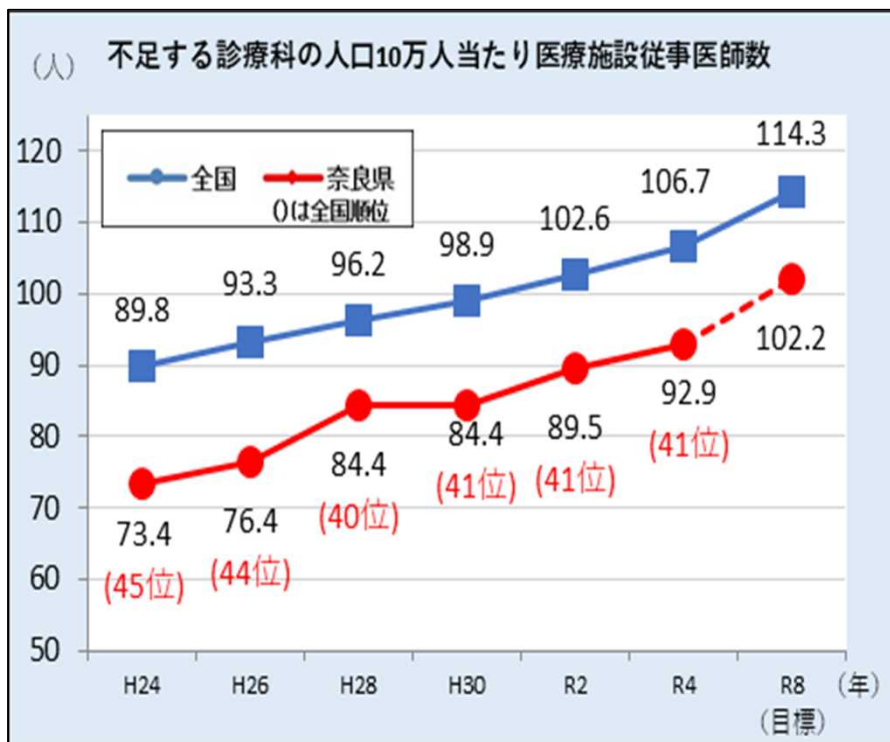
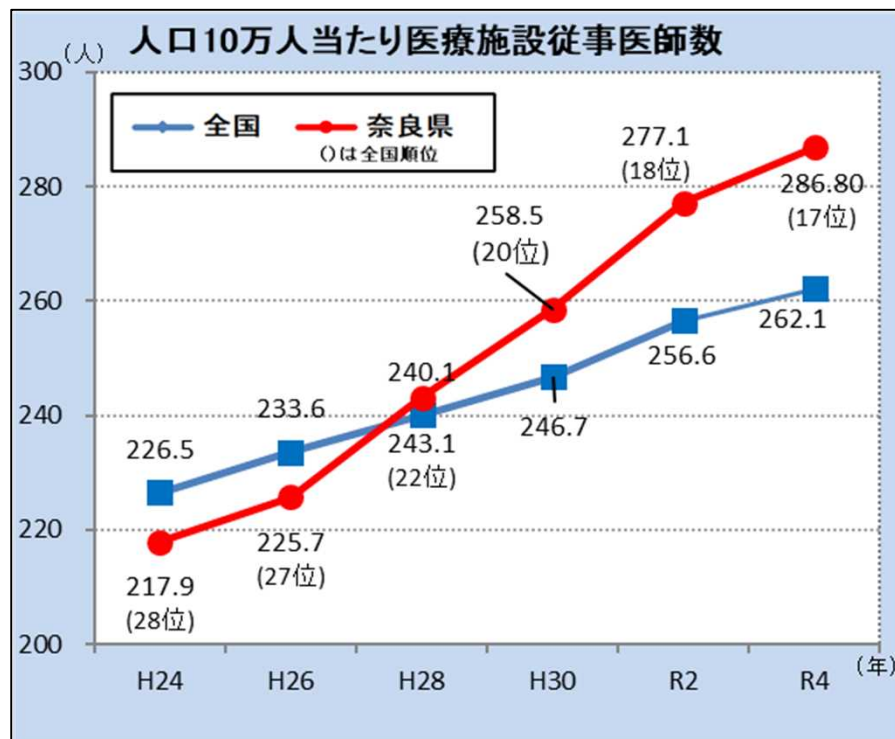
（奈医大 臨時定員12名、恒久定員3名）

奈良県立医科大学（定員112名）			
収容定員の種別	恒久定員 100名		臨時定員 12名
地域枠等の種別	一般枠 75名	地元出身者枠22名	地域枠※ 3名
			地域枠※ 12名

令和8年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

1 本県の診療科偏在について

- ・10万人あたりの医師数は平成28年度に全国平均を超過
- ・呼吸器内科・腎臓内科・糖尿病内科・精神科・呼吸器外科・小児外科・産婦人科等は全国平均を下回る状況（「医師・歯科医師・薬剤師調査」参照）
→診療科偏在、へき地をはじめとする地域偏在は解消されない状況



令和8年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

2 医学部臨時定員（地域枠）の効果

令和7年度には、奨学金の貸与を受けた102名の医師が県内において勤務することが見込まれており、**地域間及び診療科間の偏在の解消に効果があると考えられる。**

◆ 県費奨学生医師の配置実績(令和7年2月18日時点)

		(単位:人)													
診療科	区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小児科	緊急 医師確保		2	2	2	2	2	2	3	5	5	6	9	9	9
	小計	0	2	2	2	2	5	6	5	6	6	7	10	12	12
産婦人科	緊急 医師確保	1	2	3	6	6	5	2	4	5	6	6	10	7	6
	小計	1	2	3	6	6	6	7	9	10	9	8	12	9	8
麻酔科	緊急 医師確保	1	1	1	1	1		1	1	1	2	2	2	1	0
	小計	1	1	1	1	1	0	2	5	6	6	9	10	7	7
救急科	緊急 医師確保				2	2	2	1	1	3	4	4	3	6	6
	小計	0	0	0	2	2	2	1	4	6	6	7	6	8	7
外科	緊急 医師確保											1	2	2	5
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	3	6
総合診療科	緊急 医師確保		1	1	1				2	4	6	6	7	10	13
	小計	0	1	1	1	0	0	0	3	5	7	6	8	11	14
総合内科分野	緊急 医師確保								1	5	9	12	16	20	21
	小計	0	0	0	0	0	0	0	2	6	12	16	22	27	27
児童精神分野	緊急 医師確保									3	4	4	8	7	8
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	4	8	8	9
へき地	緊急 医師確保			1	1	1		1	1	1	1	1	1	2	1
	小計	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	2	1
合 計	緊急 医師確保	0	0	0	0	0	3	6	18	31	39	47	64	69	76
	小計	2	6	8	13	12	10	11	11	12	12	13	16	18	15
		2	6	8	13	12	13	17	29	43	51	60	80	87	91

令和8年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望について

大学と恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置についての調整

- 令和7年3月より**奈良県立医科大学**教育支援課と恒久定員内への地域枠の設置についての調整予定

スケジュール

令和7年 3月 令和8年度医学部臨時定員地域枠の増員希望について地対協で協議

令和7年 3月 令和8年度医学部臨時定員増に関する意向調査（国から県及び医大に対して）

令和7年 5月 臨時定員増員希望について、厚生労働省・文科省が県及び医大に対してヒアリングを実施

令和7年 10月 国による臨時定員の決定

本日の協議事項

- 令和8年度医学部臨時定員（地域枠）の増員希望と地域枠の定義を満たしていることの確認

令和 8 年度医学部臨時定員（地域枠）について（案）

1 令和 5 年度以降の地域枠等の定義について（令和 4 年 4 月 18 日付厚労省通知）

令和 5 年度以降の「地域枠」の定義が以下のとおり整理され、令和 8 年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認する必要がある。

項目	国定義	本県の状況
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜	奈良県立医科大学：全国
選抜方法	別枠方式	同左
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定	地域医療対策協議会で協議 ※県費医師の派遣先調整、キャリア形成については、県費奨学生配置センター運営会議にて協議
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意	地域枠入学試験合格時に書面同意が必要 （令和 6 年度地域枠学生から実施）
従事要件	① 卒業直後より当該都道府県内で 9 年間以上従事 ② 将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加	同左
奨学金貸与	問わない	貸与

2 令和 8 年度医学部臨時定員（地域枠）に関する協議事項

（1）医学部臨時定員（地域枠）の設定数について

- ・ 9 名の臨時定員の増員を希望する。
- ・ 恒久定員内地域枠の設置については、奈良県立医科大学と協議を行い、経過については次回以降の地域医療対策協議会で報告する。

（2）従事要件・キャリア形成プログラムの内容

（3）修学資金貸与額について

（4）地域定着策について

（5）離脱要件について

令和 5 年度第 5 回地域医療対策協議会で協議した内容から**変更なし**